

写

3東監発第40号
令和4年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 土方 桂 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 土田 士朗
東村山市監査委員 駒崎 高行

令和3年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	市民部市民課、市民協働課、市民相談・交流課
監査の範囲	令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

東村山市監査基準に基づき、対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和3年12月1日から令和4年2月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和4年1月12日、14日
説明聴取	監 査 室	令和4年2月10日
講 評	監 査 室	令和4年2月25日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

市民課

1 指摘事項

(1) 事業車の管理について

庁用車管理台帳の備え付けが無かった。庁用車管理運用規程に則り適切に管理されたい。

(2) 歳出予算差引簿の未整備について

予算事務規則第28条に基づく歳出予算差引簿が一部未整備の状況であった。規則に則り、整備されたい。

(3) 書類の保存年限について

国・都支出金に関する書類が、文書管理規程とは異なる年数で保存されていた。規程に則り適切に保存されるよう改められたい。

市民協働課

1 指摘事項

(1) 契約関係書類の不備について

契約関係の書類において、決裁日等の未記入や、委託業者から提出された見積書に社印の押印がないもの、工事写真帳の掲載写真に撮影日の記載がないなど、不備が見受けられた。基本的事項の確認漏れが原因であることから、課内での周知と決裁時の再確認を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

市民相談・交流課

1 指摘事項

(1) 書類の保存年限について

国・都支出金に関する書類が、文書管理規程とは異なる年数で保存されていた。規程に則り適切に保存されるよう改められたい。

(2) 公印の管理について

公印管理簿において、任意の様式の使用が見受けられた。公印規則に則り適切に管理されるよう改められたい。

(3) 備品の管理について

大部分の備品管理票が、旧組織名のままであった。また、現物がなく、すでに廃棄されているにもかかわらず、事務処理がなされていないものが一部見受けられた。物品管理規則に則り適切に処理されたい。